

# 長与町農業委員会議事録

令和6年7月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会



# 令和6年7月農業委員会総会

1. 日時 令和6年7月25日（木） 13時30分から15時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（2名）

8番 池田 八千代  
9番 山口 和幸

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	4番 原田 正利	7番 坂口 吉晴
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第4	第3号議案 農用地利用集積計画について		
第5	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 昇  
農政農地係長 森 雅之  
農政農地係主任 竹中 敦月

事務局

それでは、報告に移ります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中10人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

本日の欠席者は、8番 池田 八千代 委員、9番 山口 和幸 委員の2人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年7月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。4番 原田 正利委員、7番 坂口 吉晴委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第3号議案 農用地利用集積計画が4件。

報告事項は 農地転用専決処分の報告が1件。行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましては、No.1をご参照ください。現況写真です。

整理番号 8

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 437m<sup>2</sup> 以下2筆です。

2筆合計 1,180m<sup>2</sup>です。

農地区分は、すべて農用地区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載のとおり、譲渡人は病気であり、農地の適切な肥培管理ができないため、譲受人に売却します。作物は野菜を予定しております。譲受人の耕作地は、8,386m<sup>2</sup>、労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。図面の右上にバス停がございます。

バス停の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明いたします。7月16日午前11時30分頃より、水谷会長、崎山委員、山口委員、行政書士と事務局職員2名と私で確認を行いました。(譲渡人)は、議案書にもあるとおり病気ということで、ご家族も亡くなられておりますので、もうどうしようもないということで、今まで(譲受人)がこの土地は耕作されておりましたし、この図面にある(地番)も(譲受人)の土地なので、つながりということもありまして、(譲受人)が買われることになったようです。今までずっと作っておられたので問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番 今、尾崎さんから説明がありましたように、7月16日に現地確認をしました。(譲受人)が、(譲渡人)の土地を購入されて、野菜を栽培されるということで、荒廃地にもならず、とてもよいことだと思いました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.2をご参照ください。建物配置図と現況写真です。

整理番号 2

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 229m<sup>2</sup>です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

使用借人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

申請目的は、使用貸借権の設定です。期間は永久です。転用目的ですが、住宅の建設を予定しております。建築様式は、木造2階建てです。備考欄に記載のとおり、使用借人は申請地を無償で借り受け、個人住宅を建築します。切土・盛土は行わず、雨水排水は側溝を利用し、汚水及び生活雑排水は既存の下水道に接続します。周辺農地は建築予定地よりも高所にあるため、農地への影響はほとんどないと考えております。

区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、2ページをご覧ください。

図面の左に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員  
8番

説明いたします。7月16日、午前中11時頃から、先ほどのメンバーで、現地確認を行いました。図面でも分かるとおり、ここの土地は（使用貸人）の土地で、そこに息子の（使用借人）が家を建てるということです。（使用借人）は岡郷でも有数の農業後継者で、現在アパートに住まれているということで農業を頑張るためにも実家のそばに家を建てたいということだろうと判断いたしました。周りに迷惑をかけるとか、そういうことは一切ないと思いますので、何の問題もないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。この農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

(〇〇委員 着席後)

〇〇委員に申し上げます。申請があった、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、県へ進達することに決定されたことを報告いたします。続いて、第3号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第3号議案の2ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷（地番）  
利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷（地番）  
利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 2,004m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間です。平成17年から借り入れており、今回4回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。図面の下側に（施設名）がございます。（施設名）の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 はい。7月の16日の午前9時30分より、水谷会長、崎山委員、事務局長職員2名、私の5人で確認をいたしました。継続ということもあります。米もきれいに作られておりました。何の問題もないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 2,473m<sup>2</sup>のうち1,300m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間です。平成21年から借り入れており、今回4回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。図面の下側に橋がございます。橋の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員  
3番

はい、これも16日の午前9時30分より現地を確認しました。継続であり、何の問題もないと思われます。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷 (地番) 地目 田 面積 1,259m<sup>2</sup> 以下2筆です。

2筆合計 2,418m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間です。平成21年から借り入れており、今回4回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。7ページをご覧ください。図面の右側に橋がございます。橋の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員  
3番

はい、ここも16日に現地を確認しました。継続であり、何も問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷（地番）

利用権を設定する土地は、

所在 長与町斎藤郷（地番） 地目 田 面積 909m<sup>2</sup> です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間です。平成24年から借り入れており、今回4回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。9ページをご覧ください。図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員  
7番

はい。説明を行います。7月の16日10時から水谷会長、崎山委員、事務局職員2名と、私の5名で現地確認をいたしました。（賃貸人）の田を（賃借人）が2年間かけて作ります。更新ということで、管理もしっかりとしていて、問題ないと思います。以上です。

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 渡邊 章三 農業委員

5番

はい。今、谷口委員が説明されたとおりです。私が16日に確認できませんでしたので、17日に現地を見ております。継続で別に問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出です。200m<sup>2</sup>未満の農業用倉庫の申請です。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご参照ください。

1. 当事者の氏名・住所

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。

長与町嬉里郷 (地番) 面積920m<sup>2</sup>のうち54m<sup>2</sup>に農業用倉庫を設置します。

3. 転用計画は、農業用倉庫です。

4. 申請日 令和6年6月25日

5. 専決処分の日 令和6年6月25日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年7月25日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました。何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を、事務局お願いします。

(令和6年7月行事報告)

最後に、8月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 8月26日（月）の15時からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 これを持ちまして、令和6年7月の総会を終了致します。